令和２年４月３０日

京 都 府 ・ 京 都 市

京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少した中小企業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。

融資対象となる方	◆　京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者（個人事業主は事業性のあるフリーランス含む）、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、セーフティネット保証４号、５号または危機関連保証の市町村長の認定を受けた方 **《中小企業者》** ◎　法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎　個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 （事業性のあるフリーランスを含む） **《組　　合》** 府内に事務所を有する中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会 商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 **《特定非営利活動法人》** 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※　京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。
資金使途 融資期間等	◆　運転資金、設備資金　１０年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、５年以内の据置可＞
融資利率 及び 信用保証料率	◆　融資利率：年０．９％（固定金利） ◆　保証料率：年０．８５％（経営者保証免除対応を適用する場合は１．０５％） 以下の要件を満たす場合、保証料（全期間）及び利子（当初３年間）の補給あり 個人事業主（売上高▲５％）・・・保証料及び利子の全額 小・中規模事業者（売上高▲５％）・・・保証料の１／２ 〃　（売上高▲15%）・・・保証料及び利子の全額 ※　個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）とは、小規模企業者のうち、法人格を有しない事業者を指す。 ※　条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
融資限度額	◆　３，０００万円（セーフティネット保証枠、危機関連保証枠いずれかの枠を使用）
担保・保証人	◆　無担保 ◆　保証協会の信用保証が必要 原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要。代表者についても一定要件（①法人・個人分離、②資産超過であること）を満たせば不要
受付機関	京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱ＵＦＪ銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、北陸銀行、福井銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、中兵庫信用金庫、但馬信用金庫、京都府信用農業協同組合連合会、京都府信用漁業協同組合連合会
実施期間	◆　令和２年５月１日～令和２年１２月３１日保証申込受付分

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

よくあるお問合せ

申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずは**表面の受付金融機関にご相談**ください。

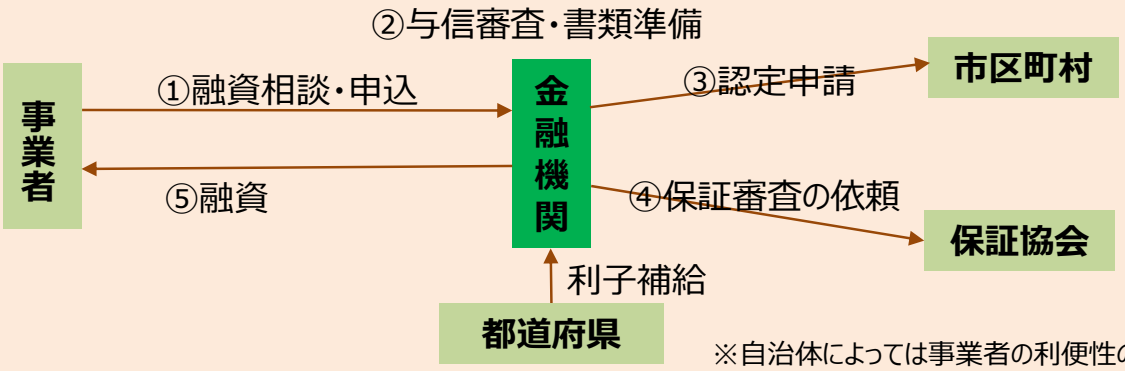

※自治体によっては事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります。

売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証いずれかの認定書を取得してください。

いつから申込みできますか？

京都府・京都市では５月１日より制度を開始しますので、
まずは**表面の受付金融機関にご相談**ください。

申請に必要な情報を教えてください。

①**市町村認定申請書**(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
②**金融機関必要書類**
③**保証協会必要書類**　　など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。